



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 高島 浩
(兵庫県弁護士会所属)



第110回 一気に進むか？「契約の電子化」

1 緊急事態宣言が終結し、街も以前の賑わいを取り戻しつつあります。

オフィスにも人が戻りつつある一方で、「別に出社しなくても仕事はできるじゃないか」ということに気づき、引き続きテレワークを続ける方も多いと思われます。

会議がPCやタブレットを通じて普通に行われるようになり、数年かけて進むと思われていた仕事のIT化がこの2カ月間で一気に進んだ印象を受けます。

2 新型コロナ禍により多くの企業が事業の縮小を余儀なくされています。しかし、このような時期だからこそ、せっかく進みかけたIT化を後退させることなく、さらに生産性を向上させていく必要があります。

本稿では、契約書の電子化についてご紹介します。

3 皆さまの会社では、取引先と契約書を取り交わすとき、どのような作業を行っているのでしょうか。

通常は契約書の内容が確定した後、①契約書を2部プリントアウトし、②製本テープで製本し、③金庫から印鑑を取り出してきて押印し、④契約書の内容によっては印紙を貼付し、⑤相手方の住所と氏名を記載した書類送付書を作成して郵送し、⑥取引先方が捺印して返送してくるのを待ち、⑦取引先から返送された契約書を保管しておき、⑧印紙や切手代は経理担当者が記帳する、という作業を繰り返しているのではないのでしょうか。

電子契約書を導入し、これまでのような紙

ベースの契約書を作成する作業が不要となれば、会社に出勤しなくても取引先と契約書を取り交わすことができるようになり、担当者の負担は軽減されることとなります。

4 電子契約書を導入する際のハードルは、主に「社内の体制整備」と「取引先の理解」の二つです。前者については、紙の契約書を前提としたフローを変更する必要があります。これまで印鑑を管理していた人がIDとパスワードの管理者として適任とは限りませんし、契約書データの保管方法や検索方法も検討しておく必要があります。後者については、取引先にも電子契約書サービスを導入してもらう必要があります。

このように、導入時に検討すべき事項は少なくありませんが、締結すべき契約書類が多い企業にとってはメリットが上回るのではないかと思います。

5 電子契約書には、双方当事者が電子署名するものと、立会人（サービス提供者）が電子署名するだけで双方当事者は電子署名を行わないものが存在します。後者のほうが簡便ですが、その分、契約書の有効性が争われた場合の証明力が劣る可能性もあり、今後登場するであろう裁判例などを分析していく必要があります。

ただ、立会人型の契約書であっても、契約の成立を推認する一定の証明力は存在しています。業務のIT化を進める中では検討に値する選択肢だと思います。